

第 1 1 5 号議案

多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 9 年多摩市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表 1 の項中「3 7 3, 2 0 0 円」を「3 8 3, 5 0 0 円」に改め、同表 2 の項中「4 2 0, 6 0 0 円」を「4 3 2, 2 0 0 円」に改め、同表 3 の項中「4 7 0, 7 0 0 円」を「4 8 3, 7 0 0 円」に改め、同表 4 の項中「5 3 6, 7 0 0 円」を「5 5 1, 5 0 0 円」に改め、同表 5 の項中「6 0 9, 3 0 0 円」を「6 2 6, 1 0 0 円」に改め、同表 6 の項中「6 9 3, 3 0 0 円」を「7 1 2, 4 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前の多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定により既に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（差額の支給日）

- 3 前項の規定による給与の内払と改正後の条例の規定による給与との差額の

支給日は、多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年多摩市条例第５号）第５条第１項及び第２項の規定にかかわらず、令和７年１月３１日とする。

（委任）

- 4 前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。